



平成 19 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ディースリー
代表者名 代表取締役社長 伊藤 裕二
(J A S D A Q ・ コード 4 3 1 1)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役 小寺 健治
電話番号 0 3 - 5 4 2 8 - 8 8 3 0

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 18 日開催の取締役会において、ストック・オプションの実施等を目的として、株主以外の者に対し、特に有利なる条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり、平成 19 年 6 月 21 日開催予定の当社第 16 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtock・オプション制度を導入する目的及び特に有利なる条件による発行を必要とする理由
当社関係会社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者
当社関係会社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員。
 - (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 225 株を上限とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
 - (3) 新株予約権の数
225 個を上限とする。
なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株とする。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - (4) 新株予約権と引換えに払込む金額
新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。
 - (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く）におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の終値（取引がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成21年6月22日から平成26年5月31日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

②その他行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) その他新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

(注) 上記の内容については、平成19年6月21日開催予定の当社第16回定時株主総会において、「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以 上